

青木建設株式会社 一般事業主行動計画（第4回）

社員がその能力を十分發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間	
<行動計画①>	
目標	前回計画に引き続き、子どもが生れる際の父親の休暇の取得促進を図るとともに、さらに広く男性の子育て目的休暇の取得の促進を図る。
対策	令和2年9月 社員のニーズを把握し、気兼ねなく休暇を取得できるよう、社内のサポート体制を充実させる。 また、子育て目的に資するため、各種の学校行事等に対し父親も積極的に参加できる環境づくりを目指す。
<行動計画②>	
目標	社員の健康管理の意識の向上を図り、健康診断受診率100%の定着と要精密検査対象者の再検査受診率向上を目指す。
対策	令和2年9月～ 全社会議において受診率を周知する。 令和3年4月～ 定期的に受診促進案内を発信する。 令和4年4月～ 未受診者に対する個別対応および健康診断等のフォローを行う。